

第20号議案

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 1,055,450円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府茨木市在住 54歳男性
- 3 事故の概要

令和4年7月16日に発生した大雨の影響で、亀岡市蕨田野町佐伯地内の市道湯ノ花温泉線沿いの道路側溝の破損箇所から相手方建物の基礎部分に浸水し、地盤沈下及びそれに伴う建物の傾斜が生じた。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 1, 055, 450円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府茨木市在住 54歳男性
- 3 事故の概要

令和4年7月16日に発生した大雨の影響で、亀岡市蕨田野町佐伯地内の市道湯ノ花温泉線沿いの道路側溝の破損箇所から相手方建物の基礎部分に浸水し、地盤沈下及びそれに伴う建物の傾斜が生じた。